

## 【要約】

## 第１ はじめに：被告主張の全体像

- 1 原告が主張した被害実態について個別具体的な評価や反論を回避する一方で、原告の主張は本件原発が、原告ら個々人の生命、身体に関する個別具体的な危険を及ぼす具体的事実を何ら明らかにするものではないので棄却されるべき、としている。
- 2 その上で、平常運転時の被ばく低減策、炉心損傷事故発生時の対策を講じているほか、中越沖地震や福島第一事故を踏まえた対策を講じており、その安全性に何ら問題はないと強弁している。

## 第２ 第１章：差止請求の根拠及び主張立証責任

- 1 人格権という明文規定のないものに基づいて差止請求を主張する場合には、その解釈は厳格になされるべき、と前置きした上で、
- 2 それが、本来、行使できるはずの権利・自由を直接制約するものであるがゆえに、
  - (1) 人格権侵害による被害の危険が切迫していること、
  - (2) (人格権侵害により) 回復しがたい重大な損害の発生が明らかであること、
  - (3) その損害が侵害者の被る不利益よりも遥かに大きな場合であること、
  - (4) 他に代替手段がなく、差止が唯一最終の手段であること、の要件を満たすことが必要であるとしている（大阪地裁平成５年１２月２４日判時１４８０号１７頁）。
- 3 その上で、前提となる上記２(1)の危険性は、原告個々人との関係における具体的な危険でなければならない、としている。

そのため、原告らの個人的利益に無関係な事実は差止の根拠とならず、

  - ①具体的な危険の存在、②具体的な被害の内容、③これらの因果関係、について、個々人において（個々人毎に）具体的な主張・立証をしなければならない、としている。
- 4 上記２・３を前提に、原告は、①本件原発の安全性の欠如、②原告らに対する被害の具体的な危険性について何ら具体的に主張していないため、差止の前提を欠くものとして、請求棄却を免れない、としている。

## 第３ 第５章：福島第一原子力発電所事故を踏まえた対応

## 1 福島第一事故の概要：津波原因説

地震発生当時、原発は全て自動停止し、非常用ディーゼル発電機も起動し、原子炉の安全機能維持に必要な電源は確保されていた。

しかし、その後の津波により、電源盤の浸水、非常用ディーゼル発電機の停止などにより交流電源が喪失したほか、冷却用海水ポンプ冠水、直流電源喪失も重なり、原子炉の冷却機能を喪失した。

冷却機能喪失により、燃料棒の露出、燃料被覆管の損傷、核分裂生成物の放出、被覆管中のジルコニウムと水との反応による水素発生、の各事象が発生した。その水素は、蒸気や放射性物質と共に、圧力容器から格納容器へ放出され、その後、１号機、３号機において、原子炉建屋に漏えいした水素を原因とする爆発が発生した。

使用済み燃料プールについては、交流電源喪失により除熱手段を失ったが、代替手段などによって使用済み燃料の崩壊熱を除去できていた。

## 2 事故で得られた知見

- (1) 津波対策（重要な設備及び炉心損傷防止に有効な設備を設置するエリアの浸水防止対策）が必要であること
  - (2) 外部電源喪失を回避できれば更なる安全性向上につながる
  - (3) 交流電源及び直流電源の喪失や海に熱を輸送する手段の喪失を前提としても炉心損傷及び使用済み燃料プールにおける燃料損傷を防止できるようにする必要があること
  - (4) 炉心損傷時にも、原子炉建屋の水素爆発の回避等炉心損傷による影響を緩和することができれば事故の拡大防止につながる
- 3 福島第一事故を踏まえた柏崎刈羽の安全対策
- 上記知見を踏まえて、それぞれ以下の対策を講じて安全を確保しているとしている。
- (1) 津波対策
    - ア 敷地への浸水防止（防潮堤の設置）
    - イ 原子炉建屋への浸水防止  
（開口部における防潮壁、防潮板の設置、扉の水密化、配管・ケーブルの止水処理、ハッチの補強）
    - ウ 重要機器室への浸水防止（扉の水密化、配管・ケーブルの止水処理）
  - (2) 外部電源確保策
    - ア 送電鉄塔の基礎の安定確保
    - イ 開閉所設備及び変電所設備の耐震性向上
    - ウ 防潮壁設置
  - (3) 炉心損傷防止対策
    - ア 注水機能の確保（高圧注水機能確保、減圧機能確保、低圧注水機能確保）
    - イ 除熱機能の確保（海水を冷却源とする除熱確保、格納容器ベント確保）
    - ウ 監視計器の電源確保
  - (4) 炉心損傷後の影響緩和策として、
    - ア 放射性物質の放出低減  
（フィルタベント設備、消防車による格納容器の冷却、格納容器頂部の冷却）
    - イ 水素爆発の防止  
（触媒作用による水素濃度低減策、トップベント設備設置、ブローアウトパネル設置、センサー設置による早期検知）
  - (5) 使用済み燃料プールにおける燃料損傷防止対策として、
    - ア 代替海水熱交換機設備を用いた燃料プール冷却浄化系による除熱
    - イ 代替水中ポンプを用いた燃料プール冷却浄化系による除熱
    - ウ 使用済み燃料プールへの注水  
（サブプレッションプール浄化系、復水補給水系、消防車、ポンプ車等）
  - (6) 作業支援装備や補助設備の充実  
瓦礫撤去設備の配備、通信設備の強化、可搬式照明設備の追加配備、放射線防護設備の追加配備、放射線管理ツールの追加配備、環境放射線監視体制の許可、津波監視体制の強化、免震重要棟の機能強化など

#### 4 結語

被告は、本件原発の設計から建設・運転までの過程において安全確保対策を講じ、かつ新たに得られる運転経験や科学的知見を反映し、継続的に改善し続けながら安全の確保を図っている。

他方で、原告らは、本件原発が原告ら個々人の生命、新たに個別具体的な危険を及ぼすと認められるべき具体的事実を明らかにしていない。

よって、請求を棄却すべき。

## 【コメント】

はじめに

- 1 仮に本件原発で事故が発生した場合、少なくとも福島第一と同様の悲惨な事態が発生する可能性が高い。全く無関係であるはずがない。  
それにもかかわらず、原告の主張する福島での被害実態を直視せず、「個々の原告に対する具体的危険の主張・立証がない」とするのは、全くの詭弁であり、福島第一事故を発生させた当事者としての責任を微塵も感じていないと言わざるを得ない。
- 2 福島原発事故の被告なりの「分析」を踏まえて「対策」を講じ、その対策を講じているから柏崎原発は安全であるとの論理は、結局のところ原発技術が、このような深刻なシビアアクシデントなどを経てなお未完の途上の技術であることを被告自ら認めていると言える。  
福島原発事故のような事故を予想できず、対策も講じられなかった被告が、今回取った対策で万全だと強弁する資格も能力も無い。

## 第1章

- 1 原発事故の特殊性（被害の甚大性、不可逆性など）に照らすと、従来的人格権の差止要件に固執するのは、相当でない。  
例えば、区域外避難者のように、事故直後から事態を隠ぺいされ、逃げる機会も与えられないまま被曝を余儀なくされ、将来にわたって健康不安を抱えながら、経済的補填も著しく不十分なまま二重生活を余儀なくされている状態は、個人的人格的生存の侵害にほかならない。  
被告が引用する「大阪地裁平成5年12月24日判時1480号17頁」の差止の要件は、福島第一事故によって原発事故による事態の深刻さを日本国民が広く認識するはるか以前のものであり、このような要件に固執すること自体、被告の主張の論拠の脆弱さを露呈するものと言える。
- 2 仮に従来のように、生命・身体に対する具体的危険と絞る解釈に立つとしても、具体的結果（侵害）の発生ではなく、具体的危険の発生であるから、ICRP勧告による公衆被曝線量（実効線量年1mSv）を超える事態をもって、生命・身体に対する具体的危険が発生する場合といえる（金沢地判平成18年3月24日判例時報1930号25頁）。  
福島第一事故における政府による避難指示（原子力災害対策特別措置法15条第3項及び災害対策基本法60条1項）も、人の生命・身体を守るためのものであるから、福島第一事故において、生命・身体に対する具体的危険が発生していたことは明らかである。  
そして、原子力安全委員長の近藤駿介氏のシミュレーション（半径250km圏避難）の例にあるように、具体的危険の発生は、事故の態様、放射性物質の放出量、地形、天候、風向きなどによって、避難の範囲は異なるものである。  
元々の、内包する放射性物質の量の相違や、各サイトの連鎖事故の発生も考慮すると、今回の原告個人々人に対して、生命、身体に対する具体的危険の発生は優に認められる。